

令和8年京田辺市スポーツ賞選考基準

令和8年京田辺市スポーツ賞選考基準を次のとおりとし、選考に関し検討事項が発生した場合は、京田辺市スポーツ推進審議会において諮るものとする。

1 市内に住所を有する者の基準

- (1) 「市内に住所を有する者」とは、当該年(令和8年1月1日から12月31日まで。以下同じ。)中に京田辺市の住民基本台帳に登録がある又はあった者とする。ただし、本選考基準の4特別栄誉賞の(2)に該当する者については、当該年中に同台帳への登録が無かったとしても、居住の実態が確認できた場合は「市内に住所を有する者」と認めることとする。

2 個人・団体の区分の基準

- (1) ダブルス又はペアで出場する競技(テニス、バドミントン、卓球、カヌー、ダンス等)については個人競技とみなし、1名ずつを表彰対象とする。
- (2) 陸上競技のリレー競技については、団体扱いとする。

3 障害者スポーツ大会の基準

- (1) 障害者スポーツ大会は、同一の競技であっても、障害区分等によって分けた出走する組ごとに順位が決定することから、組での1位はその競技における1位とする。

4 特別栄誉賞(スポーツに関し、特に顕著な成果又は功績のあった者又は団体)の基準

- (1) 当該年に開催された権威ある全国大会において、優勝の成績を収めた者(団体競技の一員として出場した者を除く。)又は団体。ただし「権威ある全国大会」とは、中央競技団体又は学校体育振興団体等が所管する大会を原則とし、その他の場合には案件ごとに検討する。(以下同じ。)
- (2) 権威ある国際大会で3位以上の成績を収めた者又は団体、あるいは団体の一員として出場した者。ただし、「権威ある国際大会」とは、数か国以上の参加をもって構成された大会であり、かつ中央競技団体が国際大会と認めた大会及び国際競技連盟が所管する大会を原則とし、その他の場合には案件ごとに検討する。(以下同じ。)
- (3) 特に体育・スポーツの推進に著しく貢献し、市民の模範となる者又は団体。ただし、過去において特別栄誉賞を受賞した者又は団体は除く。

5 功労賞(①多年にわたり優秀な選手の育成指導に功績のあった者又は団体)の基準

- (1) 国際的又は全国的なレベルの選手を育成した者又は団体

6 功労賞(②体育・スポーツの推進に功績のあった者又は団体)の基準

(1) 体育・スポーツ関係の組織・団体等において、多年にわたりその普及、推進、発展に功績を収めた者又は団体のうち、以下の経歴のある者又は団体。

ア 特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会(旧京田辺市社会体育協会)の会長として6年以上

イ 特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会(旧京田辺市社会体育協会)の副会長以上の役職として10年以上

ウ 体育・スポーツ関係の組織・団体等における中心的指導者として15年以上

エ スポーツ推進委員として10年以上(ただし、退任時)

オ 団体にあっては20年以上

7 功労賞(③競技会の審判、運営、記録の収集、情報提供等特定の分野において、多年にわたり貢献した者又は団体)の基準

(1) 15年以上

8 功労賞(④体育・スポーツの推進に係る学術研究等において功績のあった者又は団体)の基準

(1) 新しい技術や指導法の研究開発、ニュースポーツの開発等の分野において功績のあった者又は団体。ただし、過去において同一の理由により功労賞を受賞した者又は団体は除く。

9 功労賞(⑤その他、特に体育・スポーツの普及、推進に功績のあった者又は団体)の基準

(1) その他、特に体育・スポーツの普及、推進に功績のあった者又は団体。ただし、過去において同一の理由により功労賞を受賞した者又は団体は除く。

10 優秀賞(当該年に開催された権威ある京都府大会以上の競技会に出場し、個人競技において優秀な成績を収めた者又は団体競技において優秀な成績を収めた団体。ただし、この場合の団体とは、京田辺市内に活動の本拠を置くとともに、過半数が京田辺市に住民登録のある者で構成された団体であること。また、団体の一員として出場した者及び推薦事由が小・中学校在学中に発生したものは除く。)の基準。

(1) 京都府大会:優勝

(2) 近畿大会:3位以内

(3) 全国大会:8位以内

(4) 国際大会:出場

(5) 京都府大会以上の競技会で、新記録を樹立した者又は団体

- (6) 京都府大会以上の競技会で、最優秀選手に選ばれる等優秀な成果を収めた者
 - (7) 競技スポーツ以外のスポーツで、優れた技術、力量によって全国的に優秀な成果を収めた者又は団体
- (ただし、上記の基準を満たしていても、大会の規模等で除外となる場合がある。)

11 ジュニア賞(当該年に開催された権威ある京都府大会以上の競技会に小学校及び中学校在学中に出場し、個人競技において優秀な成績を収めた者又は団体競技において優秀な成績を収めた団体。ただし、この場合の団体とは、京田辺市内に活動の本拠を置くとともに、過半数が京田辺市に住民登録のある者で構成された団体であること。)の基準

- (1) 京都府大会:優勝又は準優勝
 - (2) 近畿大会:4位以内
 - (3) 全国大会:8位以内
 - (4) 国際大会:出場
 - (5) 京都府大会以上の競技会で、新記録を樹立した者又は団体
 - (6) 京都府大会以上の競技会で、最優秀選手に選ばれる等優秀な成果を収めた者
 - (7) 競技スポーツ以外のスポーツで、優れた技術、力量により全国的に優秀な成果を収めた者又は団体
- (ただし、上記の基準を満たしていても、大会の規模等で除外となる場合がある。)

12 特別賞(当該年に開催された権威ある全国大会以上の大会に出場した個人又は団体、並びに団体の一員として出場し優秀な成績を収めた者。)の基準

- (1) 全国大会以上の大会:出場 (ただし、大会の規模等で除外となる場合がある。小中学校在学中の大会を含む。)
- (2) 団体の一員として出場した選手は表彰の対象とするが、役員やマネージャー等の選手でない者については、表彰の対象としない。